

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(案)等について
(技術基準の見直し等)

令和8年4月6日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 制度の概要

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第10条第1項において、製造業者が製造施設の位置、構造又は設備の変更の工事をする場合は、経済産業大臣の許可を受けること、また、法第12条第1項において、火薬庫の構造又は設備を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けることを義務づけている。ただし、いずれの場合も火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。)第8条又は第14条で定める「軽微な変更の工事」をしようとするときは、この限りでないとされている。
- (2) 法第35条第1項において、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、省令で定める製造施設(以下「特定施設」という。)又は火薬庫について、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けることが義務づけられている。保安検査の実施時期は、施行規則第44条の2第2項において、1年に1回(土堤等は3年に1回)とされ、受検申請は、同条第4項において、完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11か月以内(土堤、簡易土堤及び防爆壁は2年11ヶ月以内)に行うこととされている。

2. 改正内容

- (1) これまで、製造施設や設備において認められている「軽微な変更の工事」のうち火薬庫では認められていないもの、逆に、火薬庫において認められている「軽微な変更の工事」のうち製造施設や設備では認められていないもの、工室等の外又は火薬庫の外の設備の変更の工事であって、下記、ア)及びイ)の条件を満足することが確認できるものは、「軽微な変更の工事」として追加すべく、改正を行う。
- ア) 技術基準の要求事項が明確又は設備の構造が単純であるため、事前確認を受けなくてもその機能又は性能が基本的に維持可能な工事
- イ) 客観的にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事であるため、工事後に書面を確認することで保安上支障のない工事
- 併せて、対応する「製造」及び「貯蔵」の例示基準(※)についても改正を行う。また、「消費」、「廃棄」及び「その他」の例示基準について、文言の軽微な修正を行う。
- (※) 技術総括・保安審議官名で発出する法の運用基準である「火薬類薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」(20210215保局第1号)のうち「火薬類取締法施行規則関係例示基準」。
- (2) 現行の規定により保安検査を行おうとする場合、保安検査を行うタイミング次第で検査時期が徐々に前倒しとなってしまう可能性があることから、前回の保安検査の日から1年(土堤等は3年)を経過した日(以下「基準日」という。)の前後1か月以内に保安検査を行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなすべく、改正を行う。その他、受検申請の時期等につ

いても、必要な改正を行う。

なお、本改正については、令和7年の地方分権改革における提案として団体から提案があったものであり、対処方針案については令和7年12月23日に閣議決定された。

【令和7年の地方からの提案等に関する対処方針(令和7年12月23日閣議決定) 抜粋】

火薬庫等の保安検査(35条)については、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会の意見を聴いた上で、前回の保安検査の日から1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年)を経過した日(以下この事項において「基準日」という。)の前後1か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(内閣府 HP)https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r07/k_tb_r7_honbun_1.pdf

(3) その他、電気発破を行う際の、点検回路の導通試験又は抵抗試験の実施の基準において、退避の必要がない電流を明示すべく、改正を行う。

3. 今後の予定

令和8年5月中旬 公布・施行